

自家用車の校地内乗り入れ(一方通行)についてのお願い

校地内は公有地につき、原則、通り抜け等は禁止させていただいております。しかしながら、家庭の様々な事情により、児童の送迎での自家用車の校地内乗り入れが非常に多くなり、児童の安全確保が危惧される状況となっています。特に、登下校の時間帯には、児童と車が接近し、一つ間違えば児童のケガや事故にもつながりかねない場面が多く見られています。

つきましては、登下校時間帯の自家用車の校地内乗り入れについて、令和6年度4月より、下図のように**一方通行**とさせていただきます。このことについては、愛育会実行委員会でも協議いただき、ご了解をいただいております。また、児童への安全指導等については、今後、より一層徹底してまいります。

ご不便をおかけしますが、児童の安全確保のため、ご家族皆様でこの情報を共有していただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

※スクールバスは、一方通行としません。

※病気やケガでのお迎えなど、緊急の場合は、この対応の対象といたしません。

※学校には、たくさんの置き傘を用意しています。下校時の降雨の際、ご活用いただけます。

